

公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積
所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等
に関する明細書

事業年度	・ ・ ・	法人名	
------	-------------	-----	--

別表十四(九)

I 公益認定の取消しにより普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は
損金算入に関する明細書

移行日又は適格合併の日	1	・ ・	簿価純資産価額 (2)－((3)＋(4))	5	円
資産の帳簿価額	2		円	公益目的取得財産残額	6
負債の帳簿価額	3			累積所得金額の益金算入額 (5)－(6) (マイナスの場合は0)	7
利益積立金額	4			累積欠損金額の損金算入額 (6)－(5) (マイナスの場合は0)	8

II 移行法人が普通法人に該当することとなった場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等
に関する明細書

移行日又は適格合併の日	9	・ ・	翌期繰越調整公益目的財産残額の計算	当初調整公益目的財産残額又は 期首調整公益目的財産残額 (20)又は(前期の(35))	23	円
資産の帳簿価額	10		円	当期における公益目的支出の額	24	
負債の帳簿価額	11			同上のうち損金不算入額	25	
利益積立金額	12			過年度において損金不算入 とされた公益目的支出の額 のうち当期認容額	26	
簿価純資産価額 (10)－((11)＋(12))	13			調整後の当期公益目的支出の額 (24)－(25)＋(26)	27	
当初調整公益目的財産残額の計算	14		修正公益目的財産残額	当期における実施事業収入の額	28	
修正公益目的財産残額	15		公益目的収支差額の収入超過額	同上のうち益金不算入額	29	
時価評価損の額	16			過年度において益金不算入 とされた実施事業収入の額 のうち当期加算額	30	
時価評価益の額	17			調整後の当期実施事業収入の額 (28)－(29)＋(30)	31	
修正公益目的財産残額 (14)＋(15)＋(16)－(17) (マイナスの場合は0)	18			差引 (27)－(31) (マイナスの場合は0)	32	
簿価純資産価額 (13) (マイナスの場合は0)	19			当期における損金不算入額 (23)と(32)のうち少ない金額)	33	
当初調整公益目的財産残額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20			当期における益金不算入額 (31)－(27) (マイナスの場合は0)	34	
累積所得金額の益金算入額 (13)－(20) (マイナスの場合は0)	21			期末調整公益目的財産残額 (23)－(24)＋(28) (マイナスの場合は0)	35	
累積欠損金額の損金算入額 (20)－(13) (マイナスの場合は0)	22					

III 社会医療法人の認定を取り消された医療法人が実施計画に係る認定を受けた場合等の累積所得金額又は累積欠
損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

移	行	日	36	・	・	累積所得金額の益金算入額 (40)－(43) (マイナスの場合は0)	44	円
資	産	の	帳	簿	価	額	37	円
負	債	の	帳	簿	価	額	38	翌期費用 実 施 期 間
利	益	積	立	金	額	39	繰越資産 当 初 救 急 医 療 等 確 保 事 業 用 資 産 取 得 未 済 残 額 又 は 期 首 救 急 医 療 等 確 保 事 業 用 資 産 取 得 未 済 残 額 (43) 又 は (前 期 の (50))	円
簿	価	純	資	産	価	額	40	
					(37)－((38)＋(39))	41		
当保未 初事業 救業用 急業資 用産 医 療 等 取 得 算	救急医療等確保事業用資産の 取得価額の見積額の合計額		41	医療等 未済残 額	当期における救急医療等確保事 業用資産の取得価額の合計額	48		
	簿 価 純 資 産 価 額 (40) (マイナスの場合は0)		42	確 保 計 算	当 期 益 金 算 入 額 (47)－(48)	49		
	当 初 救 急 医 療 等 確 保 事 業 用 資 産 取 得 未 済 残 額 ((41)と(42)のうち少ない金額)		43		期 末 救 急 医 療 等 確 保 事 業 用 資 産 取 得 未 済 残 額 (47)－(48)－(49) (マイナスの場合は0)	50		

令七・四・一以後終了事業年度分